

## 会 議 記 録

会議名称	平成 29 年度杉並区生活安全協議会（第 8 期）
日 時	平成 29 年 12 月 19 日（火）午後 1 時 30 分～午後 3 時 26 分
場 所	分庁舎 4 階 会議室
出席者	委員 樋村、鈴木、山田、須川、向井、深山、河野（代理：前田）、阿部、丸山、市川、内山、川名、佐藤、市村、倉島、石川、岩本、吉瀬、重見、渡邊 区側 環境部長、危機管理室長、環境課長、杉並清掃事務所長、地域安全担当係長、生活環境担当係長、資源対策係長
配布資料	資料 1 区の防犯対策について 資料 2 路上喫煙対策について 資料 3 管理不適正住宅への対応について 資料 4 資源持ち去り対策の実績について 資料 6-2 杉並・荻窪消防署 作成資料 別紙 電気火災って知っていますか？ 火災や地震などの災害から命を守ろう！ ～お年寄りや身体の不自由な方、ご家族の方へ～ STOP！住宅火災 知ってるつもり？寝たばこ火災 地震から命を守る「7つの問いかけ」 その他配布資料 ・次第 ・杉並区生活安全協議会委員名簿（第 8 期） ・委員等席次表
会議次第	1 開会宣言 (1) 委員委嘱 (2) 委員自己紹介 (3) 正・副会長の選出 (4) 環境部長、危機管理室長あいさつ 2 報告事項及び配布資料 (1) 区からの報告 ① 区の防犯対策について ② 路上喫煙対策について ③ 管理不適正住宅への対応について ④ 資源持ち去り対策の実績について

	(2) 区内 3 警察署の年末・年始の防犯対策について (3) 消防署における年末・年始の火災等防止対策について 3 閉会宣言
--	---

○環境課長 皆様、こんにちは。第8期の杉並区生活安全協議会にお越しをいただきまして、ありがとうございます。年末の押し迫った中、また寒い中、皆様お集まりいただきました。どうもありがとうございます。私は環境部環境課長の喜多川と申します。どうぞよろしく願いをいたします。

今申し上げたように、この第8期の生活安全協議会ということになります。皆様には委員として委嘱を、区長からの委嘱状をお席のところにお配りさせていただきました。任期は2年間ということになりますので、引き続き委員をお務めいただいている方々もたくさんいらっしゃいます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の出席は19名の出席をいただいております、会議の定足数は達しているところをご報告いたします。

では、この8期になりましての初めての会議でございますので、最初に会長と副会長の選任を行いたいと存じます。会長、副会長につきましては、杉並区生活安全及び環境美化に関する条例、そして、その同条例の施行規則によりまして、委員の互選により選出する規定となっております。いかがいたしましょうか。どなたかご推薦などがありましたら、ご発言をいただきたいと存じます。

G委員、お願いします。

○G委員 会長には樋村先生をご推薦いたします。副会長は、ちょっとまだきょう欠席で、よろしいんですかね、鈴木先生をと思いますが、いかがでしょうか。

（ 異議なし ）

○環境課長 はい。ありがとうございます。今、G委員から、樋村委員、鈴木委員ということでお話がありました。ご異議がないというような感じでお見受けいたしますので、会長には樋村委員、鈴木委員はちょっと多分おくれていらっしゃるというような状況だと思いますが、これまでのご経験から、多分副会長はお引き受けいただけるというふうに存じますので、樋村会長、鈴木副会長ということで進めさせていただきたいと存じます。

では、樋村会長、一言ご挨拶をお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。ただいま委任されました樋村でございます。よろしくお願い致します。

この会議も私8期目ということで、もう長いんですけれども、生活安全条例、環境美化に関する条例が、平成15年ですか、15年10月にできまして、もう14年目、8期ということで、大分この条例に関しても成熟期に入ったのではないかと考えております。成熟期に入

って、いいこともあるんですけども、反面マンネリ化するということがございますので、皆様、各種団体、委員の方々の意見を吸い上げる貴重な場ですので、皆さん積極的にご意見をいただいて、区のほうで吸い上げて、施策に反映させていただければよろしいかと思えます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境課長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、ここで環境部長から挨拶をいたします。

○環境部長 皆さん、こんにちは。今ご紹介いただきました環境部長の北風といいます。実を言うと、7期のときに、隣の危機管理室長として参加をさせていただきました。この中にも大分何回もお会いした方がいらっしゃるの、よろしくどうぞお願ひいたします。

私、これまでも、危機管理室等にいたときもそうなんですけども、やっぱり杉並の安全・安心、それから快適な生活を送るために、区役所だけではもちろんできません。警察、消防、それから防犯団体の皆さん、自主団体の皆さん、町会、商連、いろいろな団体と、言ってみれば区民の方との協働で、これまでも杉並区民の方のためにいろいろな施策を進めてまいりました。防犯カメラも先駆的にかなり杉並区としてはやってきましたし、この環境美化条例に基づきまして、たばこの問題であるとかごみ屋敷の問題であるとか、いろいろ対策をしましてまいりました。まだまだやることはいっぱいあるだろうと思えます。

今回10名の方を新たに委嘱させていただきましたけども、特に公募で応募された方、この中にも、やはり行政だけではなくて、区民と一緒に生活環境を守っていくというようなご意見をたくさんいただいています。まさにそのとおりだと思います。そういう意味でも、この協議会が、区と警察、消防それから区民の方と一緒に、これから区側も対策をとっていただけるように、活発な意見をぜひ頂戴したいというふうに思えます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境課長 はい。

では、続きまして、危機管理室長からご挨拶いたします。

○危機管理室長 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました危機管理室長の寺嶋でございます。隣の北風のほうから今お話もあったところでございますので、重複は避けたいというふうに思いますが、皆様には防犯それから防火、防災に関しまして、日ごろより区政に対しましてご理解をいただき、またご尽力いただいていることを、改めて、この場をおかりいたしまして感謝申し上げたいというふうに思えます。

後ほど資料をもちまして区内の防犯の状況についてご説明をさせていただきますが、お

かげさまをもちまして、全体としては犯罪件数の減少ということが見えますが、振り込め詐欺等の犯罪については増加の傾向にあるということもございます。また、オリンピック・パラリンピックに向けての対応であったり、あるいは所管のことで申しますと、このたびは核実験とかミサイルとか、隣国によるそういったようなこともあり、皆様には安全に対する関心が非常に高まっているところかなというふうに思います。区といたしましてもできる限り一生懸命進めてまいります。引き続き皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○環境課長 ありがとうございます。

ここで、委員の皆様、第8期で初めてここで顔を合わせていただいた方もいらっしゃいますので、一言ずつご挨拶をいただければと存じます。会長からは先ほどご挨拶いただきましたので、H委員から時計回りで、お一言ずつで結構でございますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

○H委員 私、Hと申します。どうぞよろしくお願ひします。荻窪防犯協会副会長をしております。また、ここに書いてありますように、カメラ関係、防犯カメラ関係にも、ちょっと委員として携わっている者でございます。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

○環境課長 G委員、お願ひいたします。

○G委員 はい。こんにちは。高井戸防犯協会の会長のGと申します。表によると6期と、12年ということで、まださらに樋村先生は8期ということで、Lさんも8期ということで、まあ、ここ十数年の間に犯罪件数そのものは、相当、やはり半減はしております。それは区のパトロールにしる防犯カメラにしる、各種対応をかなりこの会で上申して実施していただいた結果だというふうに思っております。ただ、やはり振り込め詐欺が、対前年比で2倍なんですね。金額ももう2億を超えております、杉並区で。東京都の中でワーストスリーぐらいじゃないかなと。ちょっとその辺は後で課長がお話しすると思ひます。

ということで、当初の盗犯、自転車泥棒等はある程度減ってきたんですが、やはり特殊な詐欺ということと、それと最近DVだとか、子供さんに対する犯罪、そういうものに注視して今後進んでいきたいなというふうに思ひます。微力ですが、よろしくお願ひします。

○環境課長 I委員、お願ひします。

○I委員 はい。こんにちは。杉並区の町会連合会から推薦されましたIでございます。きょうは初めて参加させていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○環境課長 J 委員、お願いします。

○J 委員 はい。杉並区商店連合会の J といいます。商店街としては防犯に、地元としてはいろいろな面で根を張っておりますから、注意して、またそれで委員としては頑張りたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○環境課長 N 委員、お願いします。

○N 委員 公募委員の N と申します。よろしくお願ひいたします。2 期目になります。

前回の生活安全協議会で、振り込め詐欺を、未然に防止した体験談をお話しした際に、2 月に桃井のほうで、振り込め詐欺の根絶集会で体験談を語ることとなりました。ちょっとその所感と今後の課題、後でお話しさせていただければと思いますので、はい、よろしくお願ひいたします。

○環境課長 O 委員、お願いします。

○O 委員 O と申します。今回初めてでございます。七十有余年、杉並区でお世話になっておりまして、孫子のために、より明るくて、より住みやすいまちを残したいと。そのまず原点はやはりこういう安全・安心であると思って、区もそうやって政策を出されています。いろいろ、やっているんですが、自分の勝手な思い込みだけです。ただ、感じたのは、やはりコミュニティ、我々住んでいる者がもっともっと、防犯そのもの直接じゃなくてもいい。一緒になって何かやるとか、そういうまち力というのかな、それをもっとつくらないと、こういう問題ってなかなか難しいんじゃないかなという感じがしておりまして、今度応募させていただいた。そういう側面もぜひ一緒に教えていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○環境課長 P 委員、お願いします。

○P 委員 P と申します。和田一丁目町会のほうで防犯のほうとパトロール隊長をやっております、そのほかでも、私どもの町会の中も、もう高齢化がめっちゃくちゃ進んでおりまして、特に私の住んでいるところなんかは、もう 95% ぐらいが高齢者でございます。その高齢者を対象とした振り込め詐欺が、皆さんご存じのようにふえております。私どものほうも、きょうお見えの A 委員の生安課とか、防犯のほうのご協力、ご支援を得ながら、高齢者を対象としたその特殊詐欺の被害を防ぐ勉強会を毎年やっております。

やはり高齢者でございますので、なかなか出不精であったり、いろいろなことがございます。そういうような方たちを、生活支援までは行きませんが、多少なりともその介護等の支援をできればと思って、そんなおじいちゃん、おばあちゃんたちともいろいろ

交流をやっているところがございます。微力ながら、何とかそういう安心・安全なまちづくりに尽くせればと思っております。よろしくお願いいたします。

○環境課長 Q 委員、よろしくお願いいたします。

○Q 委員 公募で新任の Q と申します。よろしくお願いいたします。

ちょっと、こちらに立っているのも恥ずかしいんですが、区報に出ておりましたので、脳トレのつもりで、800字の原稿にどれだけのことが書けるのかなと思って、書きました。夫がせっかく書いたんだから出したらということで、ちょうど締め切りの日でしたので、持参いたしました。まさかこんなことになるとは思わなかったもので、ドアも近いことですし、帰りたい心境でございますが、素人として、素人なりの意見を発信させていただきたいと思えます。足手まといにならないように頑張りたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○環境課長 R 委員、お願いします。

○R 委員 公募委員の R です。2期目になりますけれども、前回のことを少しもうちょっとレベルアップした気持ちで参加させていただければいいと思えます。よろしくお願いいたします。

○環境課長 E 委員、よろしくお願いします。

○S 氏（E 委員代理） 荻窪消防署の警防課長、本日、同時刻にほかの会議がございまして、私、住宅防火対策担当の S が代理出席させていただきました。よろしくお願いいたします。

○環境課長 D 委員、お願いします。

○D 委員 はい。皆さん、こんにちは。杉並消防署の地域防災担当課長をしております、D と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境課長 C 委員、お願いします。

○C 委員 皆様、こんにちは。荻窪警察署生活安全課長の C と申します。本年9月に着任いたしまして、生活安全の部門での勤務は初めてとなります。経験不足ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○環境課長 B 委員、よろしくお願いします。

○B 委員 はい。皆さん、こんにちは。高井戸警察の生活安全課長の B といいます。私は本年2月に着任をいたしました。まだまだ杉並区になれていないんですが、一生懸命頑張りますので、よろしくお願いいたします。

○環境課長 A 委員、よろしくお願いします。

○A 委員 同じく本年4月に着任しました、杉並警察の生活安全課長のAと申します。私、杉並区は荻窪署でも1回勤めていたことがあって、非常に何か愛着のある土地でございますので、一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○環境課長 M 委員、お願いいたします。

○M 委員 皆さん、こんにちは。私は杉並たばこ商業協同組合の理事長、そしてまた杉並たばこ税増収対策協議会の会長もさせていただいています。この書面には1期と書いてありますが、以前も2期か3期お世話になっておりますが、これからもまたよろしくお願いいたします。

環境課の皆様には、私はたばこ組合として、美化活動で4月から12月までJRの4駅を、毎月美化活動でお世話になっております。北風部長にはきょう初めてお会いしますが、どうぞよろしくお願いいたします。また、寺嶋室長には、先日、松ノ木の防災会で講演をいただきまして、本当に実のあるお話をたっぷり聞かせていただきまして、それもまた糧に頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○環境課長 L 委員、お願いします。

○L 委員 はい。Lです。これで8期目と言われて、私もそんなに年月がたったのかなと思っております。残っているのは、会長とJさんと私が8期で残っています。

本当に何をしてきたのかなと思いますけれども、でも一番最初のころは、もっと何か活発にいろんな意見が出たような気がいたしております。だんだん、こう、何か静かになってきたかなと思っておりますが、ただ、私は保護司をしておりますし、あとは広目隊という防犯のパトロール隊をやっております。昨年12月に再犯防止法というのが、国会で提出いたしました。それで、それに対して、やはり地域で、再犯するのが60%ありますので、だからそれを抑えたいと思って、やはりそれを皆さんで、またアンテナを高くしてお願いしたいと思っております。まあ、古いだけでお役に立たないと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

○環境課長 K 委員、お願いいたします。

○K 委員 杉並の環境衛生協会から推薦いただきましたKでございます。皆さんの役職が大変すばらしいので少し臆しておりますが、何とか頑張って2年やっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○環境課長 F 委員、お願いいたします。



○F委員 はい。杉並の防犯協会の会長をしております。きょうは高井戸とそれから荻窪の防犯が、今私が話そうかなと思ったのを全て話していただいたので、省略して、以下同文でございます。よろしくどうぞ。

○環境課長 皆様、ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

きょうの出席、北風部長とそれから寺嶋室長はご挨拶をいたしまして、私、環境課長の喜多川でございます。もう一人、清掃事務所長の江川でございます。

○杉並清掃事務所長 いつもお世話になっております。江川でございます。よろしく願いいたします。

○環境課長 では、このメンバーで進めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、会議でございますが、終了は3時30分を目途としておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ここからは会長に議事進行を務めていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○会長 はい。では、皆様、よろしく願いいたします。

では、議事次第にのっとりまして、報告事項ですね。まず、区からの報告ということで、区の防犯対策について報告をお願いいたします。

○危機管理室長 改めまして、危機管理室長の寺嶋でございます。資料に基づきまして、区の防犯対策についてご説明をさせていただきます。座ってご説明させていただきます。お手元に資料をお配りさせていただきました。資料番号、資料1というものをごらんいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

1ページのグラフをごらんください。このグラフは平成14年以降の刑法犯認知件数を緑色で、防犯自主団体の団体数を青色の折れ線グラフで、それから防犯カメラの設置台数を赤色でそれぞれ表示したものでございます。グラフから読み取れますとおり、皆様の地域で構成されます防犯自主団体の団体数や防犯カメラの設置台数は増加しております。このことに伴いまして、刑法犯認知件数は右肩下がりに減少してございまして、本年につきましても減少傾向は続いてございまして、4,000件を下回る見込みで推移しているという状況でございます。犯罪減少の要因にはさまざまな要素があると思いますが、中でも地域の皆様による自主的なパトロールや防犯活動、そして防犯カメラの設置が、地域の治安回復に大きく寄与してきたものと認識しております。区では今後もこの2点に配慮しつつ、さ

さまざまな施策を通じて犯罪の減少につなげてまいりたいと考えているところでございます。

それでは、区が前回の協議会以降取り組んでまいりました主な防犯対策についてご紹介をさせていただきます。1点目は防犯カメラの設置の促進でございます。区では従来から設置してきました街角防犯カメラを昨年度までに270台設置していますが、本年度も新たに12台設置するとともに、来年度以降も年間12台ずつ増設する方向で進めているところでございます。また、平成26年度から設置しております通学路防犯カメラについては、本年度11校の小学校の通学路に合計55台を設置する予定でございます。これをもって全公立小学校の通学路に5台ずつ設置されることになり、設置が完了します。

防犯カメラの有用性については言うまでもありませんが、区民に広く、一般的にもツールとしての必要性は認識されているものと思います。区としましては、引き続き、条例に基づきプライバシーとの調和を図りながら設定してまいりたいと考えております。この点については、本年9月に区役所1階ロビーにおきまして3警察署と3警察署合同の防犯カメラの設置促進協力会と連携いたしまして、杉並安全・安心展を開催し、防犯カメラの効用と安全管理についてご紹介をさせていただいたところでございます。

2点目は防犯自主団体への支援についてでございます。先ほども申し上げましたが、まちの安全安心のかなめとなっている防犯自主団体に対する助成金の交付制度については、来年度も引き続き実施していく予定でございます。今後とも全ての団体に無理のない範囲で活動をいただき、お力添えをいただけるようお願いするとともに、区といたしましても積極的に支援をさせていただきたいと思っております。児童、子供の登下校時における安全対策を求める声を多数いただいております。区といたしましては、地域の自主団体、PTAが要望する登下校時の実践的な子供の駆け込み訓練についても、既に一部地域において実施しておりますが、安全パトロール隊の派遣支援をしてまいりたいと考えています。

3点目は安全パトロール隊による防犯活動です。現在、体制は記載のとおりで、資料のほうは2ページになります。2ページの(3)をごらんください。記載のとおり、24時間、区並びに委託のパトロールを実施しております。今年度からは昨今の防犯情勢に勘案いたしまして、安全パトロール隊の集中運用と実施を行ってまいりました。特に猛威を振るっている振り込め詐欺対策といたしまして、わがまち一番体操や、ゆうゆう館における行事等に積極的に出張し、個別の防犯講話等を実施してまいりました。また、区の待機児緊急対策によって新設された保育所のフォローとして、年度当初には新設保育所を中心とした施設の安全点検・防犯診断・不審者対応訓練も実施してまいりました。

4点目は振り込め詐欺対策についてです。被害状況につきましては2ページの下の方のグラフをごらんいただきたいと思います。残念ながら、今年に入りまして増加の傾向がございます。10月末現在の数値ですが、136件、前年比プラス68件、ちょうど2倍の発生となっております。最大の課題と捉えて、この取り組みに取り組んでまいります。折れ線グラフのほうは被害金額を表しておりますが、件数は増加してございますが、被害金額については減少傾向に推移してございます。これは金融機関等の取り組み等もあり、1件当たりの被害金額というものが減少していることがここにも表れているのかなと考えているところでございます。

具体的には3ページになりますけれども、2月に警察署と防犯協会と協働いたしまして、振り込め詐欺根絶集会を開催いたしました。N委員からも今お話があったとおりでございます。また、設置を進めている自動通話録音機については、東京都から譲渡を受けた物の配布が完了したことから、区でも独自に600台を購入し、引き続き設置促進を図ってまいります。さらに来年度についても新たな購入を検討しているところでございます。

それから、6月と9月には振り込め詐欺のワークショップを実施いたしました。対象は「V S S チームなみすけ」という、区の防犯学生ボランティアでありまして、ことしは29人の方が趣旨に賛同して新たに加入をしていただきました。そのうち15名が参加をして、若い視点から振り込め詐欺根絶を議論いたしました。今回のワークショップでは、振り込め詐欺対策として、学生ならではのさまざまな意見を聞くことができました。

そのうち東京女子大学の学生さんからは、少なくとも自分たちの家族、親族からは被害を出さないという趣旨で、学校の学生アカウントに、自分のおじいちゃん、おばあちゃんに呼びかけようという内容を書き込み、全学生に知らせればいいのではないかというご提案をいただきました。これについては、ちょっと諸般の事情がありまして、現実には至りませんでした。そういった自分たちでできることを考える機会となったのではないかなというふうに考えているところでございます。

チラシについては広報すぎなみ8月1日号に振り込め詐欺根絶特集の漫画を掲載し、チラシを作成いたしました。今年は還付金詐欺が増加傾向にあることから、昨年のおれおれ詐欺に続き、その手口についてのチラシを作成、あらゆる機会に配布させていただいております。また、振り込め詐欺根絶ポスターについては、ことしは阿佐ヶ谷美術専門学校の協力を得て、年度当初に学校で防犯講義を担当し、その後、授業のカリキュラムに盛り込んでいただいて、制作をしていただいたものでございます。ごらんのポスターを区内各所に

掲出させていただいています。

ページを進んでいただいて、5ページのほうをごらんください。10月には全国地域安全運動期間中に、地域安全の集い、区境合同パトロールを実施したところがございます。多数のご参加をいただきました。ありがとうございます。

7点目は自転車盗被害防止対策についてです。区内の犯罪件数の約4割を占めるのが自転車盗でございます。約4割を占めております。その被害の半数が自転車の無施錠が原因であるという実態に鑑みまして、無施錠自転車に対する警告札の取りつけ等を実施したところでございます。

また、今年12月9日には児童青少年センターゆう杉並において、中・高生を対象とした防犯イベント、すぎなみ安全セッション2017を開催いたしました。ゲストとともに、わかりやすく楽しく安全・安心に対する気づきを与えることを趣旨として開催いたしました。区内外から100人以上の参加を得て、青少年の防犯意識を高めることができたと考えております。

最後になりますけれども、区内企業との連携ということで、コンドルタクシーさんとの間で、ユニバーサルデザインのタクシーに対するラッピング等に関する検討を現在進めているところでございます。こちらは来年2月にお披露目をする予定としているところでございます。

長くなりましたが、以上で報告を終わりますが、区では今後も地域の方々、区内の3警察署、防犯協会と一層連携いたしまして、防犯対策を推進し、犯罪のない安全で安心に暮らせる杉並を目指してまいりたいと思います。引き続き、委員の皆様にはご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

では、ただいまの報告について何かご質問等ございましたら、よろしくお願ひします。どうぞ。

○N委員 振り込め詐欺の対策に関して、一応ちょっと質問とかではないので、この場でちょっと感想と意見を申し述べさせていただきたいと思います。手短ではあるんですが、ちょっと何点かまとめました。2月にとりあえず体験者の講話ということでさせていただいたんですが、感想としては2点あって、やっぱり関心があることは間違いないかなど。というか、実際いらっしゃっている方が防犯のボランティアの方が主体なので、やっぱり

限界があるのかなと。ご苦労があるかと思います。

今後の課題としてちょっと何点かまとめたんですが、テーマとして、ご高齢の方にやっぱり正しく怖がっていただくということが大事かなと思っています。

具体的にちょっと、じゃあ、何点か申し上げていきますと、去年のこの協議会では一軒一軒回っていますよという話を伺っていたんですが、やっぱりどうしても限界があるので、例えば防犯アプリの活用とか、あとはNHKの「首都圏ネットワーク」で18時40分ごろに、振り込め詐欺に関する、毎日特集をやっているんですが、かけるエリアが決まっているので、そういった注意報はやっぱり継続的にやっていく必要があるのかなと思っています。

これもまたちょっと私の体験談で、後でちょっと資料を、メモに書いたのでお渡ししますけども、9月末か10月頭に私の自宅に刑事さんがいらっしゃって、聞き込みに来ました。事件からすると、多分同じ時期に山梨県内のリゾート地のコテージで掛け子が逮捕された事案じゃないかなというふうに想像はできるんですが、そのときに刑事さんが話されていた注意事項として、自宅に多目の現金を置かないとか、たんす預金にしないとか、そういったこともあったんですが、実際に私が対策したのは、ちょっと父が病気で高齢化しているので、学校とか職場のOB会の名簿を、実際、ちょっと全部、以降削除をお願いしまして、やっぱりそういった名簿に載せないというのも対策の1個かなというふうに認識しました。その犯人グループも、名簿の中に父の名前があったという、それが要は聞き込みの原因になったので、まず、そういった源流からなくしていくというのが1個の条件かなというふうに思います。

あと幾つかニュースがあって、これはちょっと後で資料もお渡しいたしますけども、最近この現金の受け取りの受け子が低年齢化して、中高生がふえているという現実もあります。背景は何かといいますと、その実行犯が、やっぱりだんだん条件が厳しくなって、3万円とか5万円とか、アルバイト感覚でやるといった事件がふえてきたというのがあります。どうしても、そういった場合というのは、学校の生活指導の先生に、そういう振り込め詐欺の事実と、初犯でも実刑になる確率が高いんだという、そういう危機意識みたいなものを、やっぱり学校側に訴えかけていく必要があるのかなと考えています。

あとは、これも今年あったんですが、これは神奈川県で、犯人グループがアジトを探していますという注意喚起のポスターなんですね。例えばマンションの住宅を借り受けて、複数の人間が集まって電話をかけていると。近所でそういったものがあつたら知らせてくださいねとあるんですが、同時にこういった危機意識を喚起する狙いがあるのかな

というふうに思います。

あと、これもちゃんと出所を明らかにしたんですが、平成29年度の警察白書の要点のところ、これ、18ページのところなんですけど、振り込め詐欺のたしか犯人の26.3%が暴力団の構成員であると。やっぱりどうしても反社会的組織の資金源になっていると。その目的意識みたいなのがないと、これって減っていかないなと思っていますので、特に今、会社の就職とか面接でも、暴対法とか排除条例とかは強くて、誓約書等にも、その構成員でないとか、そういったものをちゃんとチェックする、前より大分厳しくはなっていますので、こういった、何というんですかね、資金源になっているという現実には、もうちょっと訴えかけてもいいんじゃないかなというふうには思っています。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。

どうぞ。

○〇委員 いいですか。手短かにさせていただきます。

今の話は、特殊な詐欺については、私も犯人を捕まえた経験があって、いろいろと、こうしたらいいんじゃないかという考えを持っています。こういう機会が妥当かどうかわかりませんが、そのかなり基本的なところに突っ込んでやったらどうかと。そんな難しい話じゃないので。こういう会でもしも話す機会があるならば、一度させてもらってもいいかなと。皆さんのご意見。樋村先生なんかはいろいろとご造詣が深いから、ご指導を仰ぎたいんです。ぜひね、僕も何としてもこれはなくしたいと思って。

で、一つだけ。10年前に女房がひっかかりそうになって、5年前に犯人を捕まえて。お茶の間にどう届けるかというので、既にさっき出ましたけど、僕がNHKにお願いして、お茶の間に届けてくれと。で、今おっしゃったとおり放送されるようになったんだけど、増えているんだよね。やっているけど。もっと、うちのほうでというのが僕の気持ちであります。これについては以上です。

あと1点だけ。先ほど自転車の話がございましたね。最近、区と、一緒になってパトロールして、申しわけないんですけど、初めてこんなにたくさん自転車盗が多いのかと。ついこの間、自転車事故のチラシもあって、僕が感じたのは、冒頭おっしゃるとおり、地域と一緒にやってやりたいと思うときに、こういう状況を地域に伝えたいと。ちょっと探しているんだけど、そういう情報が、例えば自転車についてはこういう点の問題がたくさん出ているとか、犯罪でもそうですが、こういうほうの地域とか、こういうような時間帯とか、

そういう分析的なものを少しどこかで作ってもらおうと、僕らがまちの中に語りかけたときにやっぱりインパクトがあると思うんですね。ただ多いから気をつけるじゃなくて、実際はこんなのだと。パトロール隊の方がかなりいろいろと情報を出してもらっていますけども、もうちょっと、ほかのものも含めて、自転車の盗難とかね、何か1回、ちょっと集めて、簡単でいいから分析して。そうすると、見るほうも、そうなの、というようなことになるんじゃないかと思って。僕ら、まちの中に流すのは僕らがやりますけども、そのネタがね、これからいろんなところであると思うんだけど、ネタをどこかで作ってほしいなど。そう難しいことじゃないかもしれないので、まあ、固く言えば分析ですか、犯罪の。というのは僕、今思っているんです。これ、先々でもいいんですけど。

○P委員 いいですか。

○会長 はい、どうぞ。

○P委員 よろしいですか。すみません。

ちょっと今出ているそれとは違うんですが、実は私の住んでいます和田一丁目のほうは、現在、幼稚園、保育園が3軒、4軒ございます。今また新たに2軒新築で、来年3月、80人規模のが二つふえるという形なんですね。何を言いたいかということ、要するにお子さんの、子供に対する声かけだとか何かの、あるいはわいせつ犯だとか何かという犯罪が——これからというか夏に向ければなおさらなんですが、増えているわけでございますね。その、お子さんに対する、何と申しますか、犯罪防止というかその対策で、私どもパトロール隊としても非常に悩んでいるのが、子供に対する声かけのやり方なんです。いわゆる知らないおじさんとかおばさんなんかに声をかけられても、逆に子供たちがちょっと怖がってしまうという。そういうようなことで、子供に対する防犯のための声かけをどういうふうにしていったらいいのか。ちょっとアドバイスをいただきたいということが一つ。

それからもう一つは、窃盗関係あるいは空き巣の防犯には、非常に住民の人たちの、知り合いというか、声かけ等に、朝昼晩の挨拶等の、そういうのが非常に大きな防犯効果になっているというふうに聞いておりますので、その辺のところをどういうふうに皆さん実施されているのか、あるいは方法についてのアドバイスをいただければと思います。よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

何か区のほうからございますか、今の。

○危機管理室長 じゃあ、私のほうから、関連するところで。

最後にありました中で、子供に対する注意のための声かけをということでご質問がありました。

確かに私どものほうにも、子供に対する声かけとか、露出であるとか、そういったようなさまざまな情報が届いてきております。それについては、その地域の学校ですね、小中学校とも情報を共有しております、そういった学校を通じた連絡というのも一つの方法としてございますし、近隣のご意見等にも情報が流れるというようにしております。

確かに大人からの声かけに対して子供が全て不信を持つてしまうというのは、大変悲しい状況ではあるんですけども、やっぱり注意しなければ犯罪に巻き込まれてしまうケースもあるのかと思います。ご近所の方とやっぱり顔の見える関係ができていたりとか、あるいはパトロールされている方たちがしっかりとユニフォームを着ていただけているとか、そういうようなことの中から、関係性がある中で、近所のおじちゃん、おばちゃんが、元気かい、気をつけて帰れよと、ひとりで歩いちゃだめだよというふうなお声かけをしていただくのが、子供たちにとっても受け入れやすいのかなというふうに思います。何か目印となるようなものを必ず持っているとか身につけるとか、そういうふうなことが大事のかなと思います。後で警察の方から何かアドバイスがあれば聞かせていただきたいと思えます。

それから、犯罪の減少に取り組むに当たっても、少しネタがないのかというふうなお話がありました。出しているつもりではあるんですが、気をつけてまいりたいと思えます。

空き巣であったり自転車盗の件数が区内では多いわけですけども、その半数が、やはり鍵をかけないであるとか、家の鍵をかけないとか自転車の鍵をかけないという場合があるようでございます。鍵がかかっているならば、何というか、そういった窃盗とか侵入を躊躇する場合もあるんだというふうに思うんですよね。ですので、そういったことが、必ず短い時間でも鍵をかけるという習慣にさせていただくように、我々並びにパトロールの皆様にも、そういったような声かけをしてもらいたいと思えます。

一つの事例で言うと、駐輪場に出向きまして、そこに、鍵がかかっていない自転車に、マークと申しますか、それをかけるような取り組みもしました。そういったことを重ねる中で、少しずつですけども自転車盗も減りつつあると。ことしは減少傾向にあるという状況かなというふうに思っています。

情報はなるべく警察と協力いたしまして、ご提供できるように努めてまいりたいと思えます。



〇〇委員 いいですか。

〇会長 はい。

〇〇委員 ありがとうございます。お忙しいでしょうから、なかなか整理というのはあるかもしれないんですけども、聞くほうの立場に立って、分析していただいたのを、どこにあるかぐらいはちょっとわかるようにしてほしいんですね。僕らは今まであまり知らなかったものですから。

それと、今の声かけはね、これは当たるかどうか、僕は30年、サッカーの子供を指導していて、だめだという言い方はしないんですね。必ず、よくても悪くても理由を言うんですよ。やっぱり僕は、子供は自分で自分を守るという気持ちも持たせにゃいかんと思うんですよ。これは長い時間かかりますけどね。守るのはいいんだよ。格好いいんだけど、守るだけじゃ本当にいいのかなと。自分で守る方向にも。

その一つとして、やっぱり僕は理由を言ってあげるんです。こういうことをしたらこうこうだよと。たまに道路でぶつかりそうになった中学生に、ぶつかりそうになって危ないよと。「君ね、右側を歩いていれば、ね、ぶつからなくて済むでしょ。よけなくて、自転車が来ないよね」と。「あっ」と言うんです。「左側を歩くんじゃないですか？」と、こういうふうに言われちゃったんだけど。

まあそれはともかく一つの例で。やっぱり必ず、だめよじゃなくて、こうしなさいよじゃなくて、理由をちょっとつけてあげれば、その子が何回か聞いているうちに自分のものになってくると思うのね。だから、今度、だんだん成長していけば、それをもとに自分で判断できるようになるのかなと。甘い考えかどうかはわかりませんが、積み重ねだと思えます。

ご参考に。

〇P委員 ありがとうございます。実は、私、町内の和田小学校の通学路見守りのほうをやっております。それで、その和田小に来る子供、通っている子供は結構顔見知りが多いんですよ。いろんな土曜授業とか何やかんやの学校の行事に協力参加しておりますので。ところが、私の住んでいるところは学区が違まして、杉十なんです。そうすると、私の近所の子供たちとは、そういういわゆる顔見知りになる、そういう機会がほとんどないんですね。それこそ向こう三軒両隣の子供たちにはいろいろ声をかけて、「おはよう。行ってらっしゃい」とやるんですが、でもその辺の学区の関係で、なかなかお子さんとの接触ができないというようなこともありまして。その辺はうちのほうの地域の人たちも、どう

したらいいかねということになっております。

ちょっとご参考までに。

○会長 はい。ありがとうございました。

じゃあ、G委員、どうぞ。

○G委員 カメラについて、一応28台を減らして12台をつけるということだと思うんですね。その辺は、前回のときにも、減った分の担保はどうするんですかという投げかけもしておりますし、1学校当たり5台のカメラということで、通うのに3キロあるところと1キロ半しかない範囲の学区で、5台ではおかしいんじゃないですかというところを一度お話ししたんですが、55台を設置すれば、これでとりあえず5台ずつ設置できるということで、その後そういうところを、範囲の広いところ、学区の広いところには、さらなるカメラの設置をお願いしたいと思います。

また振り込め詐欺に関しまして、この録音電話装置ですね、これ、東京都は5万台つくっているんですよ。たった600台しか区がとらないというのは、やはりこれ、ちょっと何か前向きな姿勢じゃないように思いますし、102署ありますから、102署でやっても、もっともっと大きい数字になるんじゃないですか。まして、全体的に振り込め詐欺がこの杉並は多いわけですから、2,000台、3,000台をやはり用意して、やはり対策に臨むべきではないのでしょうか。やはり我々の安全協議会というのは、全般的な、区全体的な住民に対する安心・安全ということなわけですから、やはりそういう装置が用意されていて、その前年は1万台というところが2万台、用意したわけですね。それでこの電話の録音装置をつけたご家庭は、誰1人もだまされた人はいないという実績があるわけですよ。やはりその辺を、まあ、我々ができることは我々、行政がやはりできることは、そういうところに数をやはり多くふやしてもらわないと、600台というのは多分その前の年より少ないんじゃないですか。やはり二、三千台、できれば5,000台ぐらいを用意するぐらいの覚悟を持って臨んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

○会長 はい。ありがとうございます。

では、録音機について、区のほうの考えをお願いします。

○危機管理室長 はい。ご指摘いただいているとおり、自動通話録音機による被害の報告というのは出てございません。効果があるだろうということだというふうには認識しております。ご指摘の台数につきましては、現在、本年度購入したものについては、3警察署並びに区を通じて配付をさせていただいているところでございまして、現状、ご要望の部

分の不足の部分については出ていない状況というふうに思います。

あわせて警察のほうでも、そのとおりでございますけれど、自動通話録音機というのは、ご存じの方もいらっしゃるかとは思いますが、電話がコールされると、この電話は振り込め詐欺対策として録音しますということが自動的に流れて、以降、録音される装置になっています。同様に、いわゆる留守番電話の機能というの、警視庁のほうでも推奨といいますかご案内をさせていただいているところでございまして、まずもっては録音のところをオンにさせていただいて、相手方を確認した後に電話に出るといことも警視庁でもご説明されているところでございますので、状況に合わせて対応を考えたいというふうに思います。

○会長 はい。ありがとうございます。

○G委員 関連。いやいや、それはそれで危機管理室で考えて、また増やしてもらえということ。それは、やはり先ほどN委員でしたっけ、お話があったんですが、犯人は誰だとわかっていても、日本の刑法からいったら、やはりその人に確固たる証拠がない限り逮捕できないわけですね。やはり捕まえばいいと簡単に言っても、やはり刑法のもとの証拠等がそろわない限り、警察権力というのは動けないわけですよ。ですから、そこに手が届かないように、例えば出し子が、おまえ、あそこへ行ってお金を使ってこい。ここの私書箱に置いておけ。今度バイク便でここの私書箱からあっちの私書箱に移せ。それを3回ぐらいやっていると、捕まえてお金が来ないと、もう上はすぐ逃げちゃうわけですよ。

じゃあ、どうやってそれをやるかというのは、私はもう七、八年前から、電話会社が協力しないと根絶できないんじゃないかと。やはり携帯電話を買って1カ月の間に毎日100件かけている人をやはりリストアップして、やはりその辺を、警察権力を使って傍受できるわけですから、この人は違う、これは犯人だという。ただし、やはり通信会社がそういうデータを出すというのは、今度また通信の秘密の保護というやはり法律があるわけですよ。いろんな法律があって、やはりがんじがらめになっているんで、超法規的な議員団が、じゃあそういうのは1日100件かけている連中は全部警察に情報を出せというような法律でもつくってもらわない限り、なかなかやはりもとの連中が根絶できないというのが現状じゃないかと思えます。

あと、どうしてもやはり被害に遭わないためには、録音装置、今、寺嶋危機管理室長が申し上げたとおり、つけた人、設置した人は誰1人としてだまされた人がいないと。留守

番電話だとかスマホという話がありますが、だまされている人の最高は九十数歳ですよ。そういう人がスマホやなんかいじれるかというんです。やはりそういう現状、70、80、90、80、90の人が特にだまされているわけですから、やはり簡単なものでない限り、できないというのが現状ではないかと思えます。

あとカメラに関しては、ぜひとも通学路の安全に関しては再考していただければと思います。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。

それでは、進めたいと思います。ちょっと時間も限りがありますので、では、区のほうの報告、これ、路上喫煙対策、管理不適正住宅、資源持ち去り、3点続けて報告していただいて、その後、まとめて質疑に入りたいと思います。よろしくお願いします。

○環境課長 はい。では、環境課長から。今、会長からご指摘ございましたように、資料2、資料3、この二つを合わせてご説明をさせていただきたいと存じます。着座にて説明をさせていただきます。

まず資料2でございますが、こちらは路上喫煙対策についてでございます。

喫煙マナーとルール徹底につきましては、防止指導員それから民間警備会社によりまず指導を実施しているところでございます。まず指導の実績でございますが、この資料の1でございますね、25年度から28年度までを今お示ししてございます。ごらんのとおり年度を追って減少しております、地区別に見ましてもおおむね減少している状況でございます。

次に、2の歩きたばこの調査でございますが、歩きたばこの実態調査をそれぞれ駅の、ここに記載の駅の広場で行いまして、25年度から28年度の調査結果を掲げてございます。(2)のほうは、あわせて吸い殻の調査でございます。この、駅でこの歩きたばこの調査をしたと同時に、その後、その周辺、路上禁煙地区を職員が歩きまして、吸い殻の本数を数えております。それがどのくらい落ちているかという調査の結果は記載のとおりでございます。

裏面に、最近のこの喫煙を取り巻く傾向につきまして記載してございます。先ほど申し上げた調査の実績でもおわかりのように、歩きたばこなどの違反者は減少傾向にございますが、駅付近では減少しているんでございますが、路上禁煙地区以外ですね、裏道ですとか路地ですとか、そういったところでの歩きたばこや吸い殻のポイ捨てが目につくように

なっております。違反者が多いこうした場合には、区民の方から情報が寄せられる都度、そうした箇所の指導を集中的に充てているところでございます。

また、喫煙禁止の路面ステッカーにつきましては、劣化度が顕著なものを中心に張りかえを行っているほか、要望に応じまして、新たな場所、その違反者が多いような場所などにも新たに設置するというも行っております。

なお、このステッカーにつきましては、外国人の方、これから2020東京オリンピック・パラリンピックを迎えて、それからまた、インバウンドと申しまして、外国人の方が多く日本を訪れるということにも鑑みまして、喫煙ルールを外国人にも守っていただきたいということから、4カ国語対応、日本語を含めた4カ国語ですけれども、そうしたタイプのステッカーも増やしていく予定でございます。

これでございます。これが、ちょっとごらんいただきたいんですが、これを新しくつくりました。徐々に、全部一斉に張りかえることはできませんけれども、英語と中国語と韓国を記載してございます。これを徐々に増やしていこうというふうにしてございます。

それから、JT株式会社様の協力を得まして、喫煙所の整備も行っているところでございます。

一方で、皆様、報道などご存じのように、国の法制、喫煙に対する国の法制化、それから東京都が新たな条例案を検討しているところでございます。これは特定の施設の屋内を禁煙にするという条例の制定を、今、東京都は検討しているわけですが、これまでご説明しておりますように、当区におきましては、受動喫煙対策というのは、私ども環境課の取り組み、それから保健所においても健康増進というところで受動喫煙対策を進めているところでございます。そうしたところ、この都条例の、現在の都条例案によりましては、これが施行された場合、区が実施しているこれまでの分煙などの取り組みに影響が出るのが予測されております。したがって、受動喫煙対策に係る、国、東京都の動向については注視してまいるとともに、保健所などの関連部署と連携に努めてまいります。

それでは、資料3に参ります。管理不適正住宅への対応について、ご報告、ご説明をいたします。

管理不適正住宅と申しますのは、この後ろの冒頭に記載してございますが、住宅または敷地を、この、1、管理不適正の例と書いてございますけれども、ここに記載をしたように、不良の状態のまま放置して、近隣住民の方の生活環境に著しい悪影響を及ぼしているもの

を指します。

環境課では、生活安全及び環境美化に関する条例に基づきまして、この2のほうの黒ポチの上のほうでございますけれども、居住者がいるものに対するごみ屋敷などの是正指導を行っております。28年度の状況といたしましては、樹木や雑草を繁茂させているものに対するものは44件、要望が寄せられました。また、ごみ屋敷に関するものは18件、要望が寄せられております。ただ、この件数の中には、継続している案件も中にはございます。このうち完全解決したもの、また一部解決したものもございますが、継続事案が多くなっているという状況でございます。こうした現場は、私ども現場を確認いたしまして、その所有者などに文書などで是正を促す、それから直接そこに住んでいる方にお会いをして、現状を確認をし是正していただくというように説得をしております。また、当事者におきましては、そのような状態になる要因というのはさまざまございますので、保健、福祉、医療などの関係者とも連携をとりながら、健康面、生活面などについてもご相談に乗りながら、必要な機関と連携して支援するというも行っております。

今まで申し上げたように、解決には時間が長くかかるものが多くございます。私どもが粘り強く対応した結果、解決につながったものが中にはございます。そういうところでご理解をいただきたいと思っております。

この裏面でございますが、こちらは空家等への対応というところがございますが、ごみ屋敷と違しまして、居住者がいない住宅、空き家ですね。まあ、空き地も含まれますけれども。こちらにつきましては、空家等対策に推進に関する特別措置法が施行されまして、区では学識経験者などによります杉並区空家対策協議会を設置いたしましたところでございます。これを所管する空家対策係は都市整備部に設置してございますが、こちらで、区の空家対策の指針となります杉並区空家対策計画というのを策定いたしました。現在5件がこの特定空家、これ、法律に基づく特定空家に認定をされておまして、うち1軒、その5件を認定した後、解決に至ったものでございます。

空家対策は直接的には私どもの環境課の所管事項ではございませんが、この中ほどに記載いたしましたこの表がございまして、空家の課題というのは樹木、それから害獣ですね、ハクビシンですとかタヌキですとか、そういったものが棲みつくという問題にセットになっているものが非常に多くございます。こうした事情がございまして、これらにつきましては主に環境課が対応しているところでございます。今後も、建築、環境、住宅などの関連部署が密に連携をして、空き家対策に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。

○杉並清掃事務所長 改めまして、清掃事務所の江川でございます。資源の持ち去り対策の現状等について報告をさせていただきます。申しわけございませんが、座ったままで報告をさせていただきます。

まず最初に、資料4をごらんいただきたいと思います。

29年度の実績についてのご報告でございますが、(1)に書いてあるとおり収集・運搬の禁止警告書の交付件数、これは11月末現在ではございますが、2件となっているところでございます。これは区内で初めて持ち去り、そういう行為をした者に対して行うもので、いわゆる新人賞みたいなものですね。言葉が適切かどうかは別にしまして、初めて行った者に対して行うものでございます。

(2)番の収集・運搬禁止命令書、これはその警告書を受けた者、それに対して、また持ち去りを行った者に対して行うというものでございますが、これが26件ございました。残念ながら、昨年と比べて増えてはいるんですが、何としても抑えていきたいなと思っております。ただ、昨年も申し上げたとおり、21年に条例を改定しまして、その当初のころは200件を超えるような状態ではございました。これが皆様のご協力やパトロールの効果、そういったことで激減したんだという評価をしているところでございます。

続いて(3)でございますが、告発件数でございます。これが11月末現在で1件でございます。昨年は3件ほどございましたが、今後も、きょうは警察、3警察の課長がお見えでございますけれども、協力をいただきながら、告発のほうも今後行っていきたいと思っております。ちなみに罰金は20万円となっております。

(4)の指名等の公表者数でございますが、7件となっております。こちらは禁止命令書を2回発行された者が対象になるということで、年2回でございますが、3月と12月に公表をしております。(5)のGPS追跡調査件数でございますが、今年度はまだ実施をしておりませんので、0件ということになっております。

あと、下に表がございまして、これは25年度からの推移を掲載したものです。ぱっと見ていただくとおわかりのように、多少でこぼこはありますけれど、下支えというんですかね、いわゆる下方のほうで状態が続いているということで、先ほど申し上げたとおり、21年当初から比べれば、もう激減しているというところでございます。

続きまして裏面になりますが、持ち去りの現状でございます。持ち去りの違反者に対する警告件数は、先ほども申し上げたように、25、26年度が0件、それから27年度が1件ござ

いましたが、28年度も0件。残念ながら29年度は2件。これは新規者が2名ほど来ましたが、どうも中央区あたりの者がこちらに来たと。警告を出して、あと警察のご協力もいただいて、その後、全然こちらのほうに顔を出していないので、多分今後もこちらに来ることはないだろうなと思っております。

違反者は激減したと先ほど申し上げたとおり、もう大体常連になってきたと。いわゆるほとんど今、十数人、いわゆる常連に限定されておりました、私どもも顔も名前も、それから車両ナンバーもきちんと把握しているという状況でございます。そのぐらいの者が繰り返し持ち去り行為を行っている。残念ながら撲滅にはつながっていませんけれど、彼ら、常連者というんですかね、彼らの一番嫌なところとか、私どもが一番腹を立てているところは、貴重な資源を持ち去るだけではなくて、区民の皆様からお叱りを受けているんですけど、狭小路地を猛スピードで走るとか、通学路を猛スピードで走るとか、場合によっては一方通行を逆走するというようなことも平気でやるような人たちとか、連中でございますので、この辺は、きょう3警察署の課長さんが見えてございますけれど、連携をしながら何とか取り締まっていきたいなと思ってございます。

いずれにしても、持ち去り行為、これを撲滅するためには、行政だけでは当然できませんので、町会、自治会を初め区民の皆様、それからここにいらっしゃる皆様のご協力をいただきながら、撲滅に向けて有効な対策を講じてまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

あと最後になりますけれど、GPSの持ち去り古紙の追跡調査でございますが、これも25年から実施している調査でございます。目的は、いわゆる古紙等にGPSを仕掛けて、それがどこに行くのかというものを追跡しているものでございます。杉並のものはほとんどが足立区の特定の業者に入っているというところまでは、5年間の実績で突きとめていけると。ただ、これは区が直接主体となって行っているものではなくて、古紙業者等と覚書を交わして、私どもは資源にGPSを仕掛けるというところでご協力をしているところでございます。結果、業者のほうで、受け入れている事業者に買い入れをするなというような指導をしているところではございますが、のりくらりとかわされて、本来の目的は達成できていない。ただ、私どもの抜き取られた、持ち去られた資源がどこに行っているのかということがもう特定できたということで、一定の効果はあったのかなと思ってございます。

こういったこともございまして、今後も、先ほども申し上げたとおり、区民の皆様、こ



ここにいらっしゃる皆様のお力をおかりしながら、撲滅に向けて頑張っまいりますので、どうぞ、引き続きご協力いただけるようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

ちょっとここで、鈴木委員がいらっしゃいましたので、ちょっと一言お願いします。

鈴木委員、副会長に選任されましたが、それはお願いできますでしょうか。よろしくお願いします。じゃあ、一言。

○副会長 鈴木富雄でございます。きょうは私の記帳ミスで、予定が1日狂ってました。すっかりご迷惑をかけて申しわけございません。今後もひとつよろしくお願いします。すみません。

○会長 はい。ありがとうございました。

それでは、今、区の3件、路上喫煙と管理不適正住宅、資源持ち去り、この3点について、質疑、何かございますか。どうぞ。

○委員 2点お伺いしたいんですが、先に今の資源の関係。

つい先日出くわしましてね。はっとして、どうしたらいいもんかなと。怖いしね、最近。言ったものかどうかと。で、ちょっと区のほうに相談したら、ナンバーを控えておいてくれという話がありまして。それがもしも有効ならば、まちのみんなにもそういうことをお願いしようかなというのがあるんだけど、本当にいいのかなというのと。それから、もしもそれでいいならば、何か持ち去りはこうこうこういうような犯罪になるからこうこうと、スクリプトを簡単に。で、連絡先を書いてくれると、僕らはそれをみんなに周知しやすいんですけれども、そういうのが有効ならばね。

○杉並清掃事務所長 よろしいですか。今、車のナンバーをお知らせいただけるということは、大変私どももありがたく、いろいろ通報をいただいているんですね。足立ナンバーの〇〇〇〇と。そうすると、私ども、先ほど申し上げたように、大体もうナンバーを把握していますので、あ、誰々だと。また来たかというような動向も把握できますので、ぜひ、ナンバー等がわかれば、お知らせいただけると、私どもも大変ありがたいと。お知らせいただくところは、杉並清掃事務所のところでも構いませんし、本庁のごみ減量対策課でも構いません。どちらかにご連絡をいただければ、メモをして、きちんと集約するようできていますので、ぜひそういったご協力を。で、本当に危ないやつもいますので、ぜひ、そこは一線を越えないで、だめじゃないか、ぐらいにしておいていただいたほうがよろ

しいかなと思います。

〇〇委員 はい。できたら、A4半分でいいですから、これはこうこうこういう犯罪だよと、だからここに連絡してくださいというのを用意してもらえると、僕らは配りやすい。よろしく。

〇杉並清掃事務所長 はい。その辺、ちょっと前向きに検討させていただきます。

〇〇委員 ちょっと、メモでいいです。僕ら、連携させて。

それと、すみません、もう一点。路上喫煙ですけども、これ、僕も気になっているんだけど、どういうふうに、皆さん指導されていると書いてあるんだけど、どうやって指導するかというときに、迷いというか悩みがあるんですね。ついこの間、二、三日前も酒を飲んでいたら、友達が何を言ってるんだと。あんなのは健康に必ずしもと、まだそんなのがあるわけね。だんだん健康被害についての認識がまた薄くなってきているのが、やっぱり違う、だめだと、絶対それはないということと、もう一つは線引き。

これは区のほうにもちょっとお願いしたんだけど、区では「喫煙ルール」という表現をしているんですね、「喫煙ルール」。僕はもしもそうだとしたら、第1番目が、正しいなら、「禁煙ルール」にしないといかんと思うんですよ。言葉尻をつかまえるんじゃないくて、基本的概念はやっぱりたばこを吸っちゃいけないと。

その2番目に、この喫煙者のマナー、ごめんなさい、僕もよくわからないんだけど、路上禁煙地区内という定義と、歩きたばこ、ポイ捨て禁止というのとあって、僕ら、どこのエリアから、さっき看板が出ましたけど、どこのエリアでどっちがいけないのかというのはわかりにくいし、きょうたばこ、わかるんだけど、たばこの今度このセットバックしたところでのんでいて、境界線から10センチずれたらいいとか、そんなような感じでのんでいる人もいますよ。いろいろあってね、大変指導しにくいなど。

先般、多分北区だと思うけど、民間。僕らもやりたいと思っていたんだけど、民間でそういう禁煙パトロールをやっているんですね。だけど、今みたいに、ちょっとまだその、どこからどこが、面積的にも、それから吸い方にも、どこまでやっていいのかなというのがちょっとわかりにくいんですね。もう少しすっきりしてもらえると助かる。だめなものはだめと。

〇環境課長 はい。私から。

生活安全、安全美化条例——すみません、会長、申しわけないです。安全美化条例というのは平成15年に施行して、その安全美化条例の中には、このたばこのこともありますけ

れども、生活環境全般も含んでいます。それから防犯についても含んでいます。平成21年度から、実はこの喫煙、今の喫煙ルールを設けて、路上禁止地区ですとかを設けました。これは平成21年から区民の皆さんに広報しておりまして、ホームページ、それから例規集、このパンフレットをもしお持ちでなかったらお持ちいただきたいと思いますが、JRの4駅、それから上井草駅と高井戸駅のこの周辺、ちょっと見えにくくて恐縮ですが、赤いところが路上禁煙地区ですね。歩きたばこというのは区内全域禁止です。ここは立ちどまって吸っていても公道上はだめですよ。私有地であれば吸っても、もちろん結構でございます。そういったルールにしているわけでございます。これをもとに区の職員それから民間警備会社を使ってパトロールをして、注視をしていると。

今おっしゃったのは、その私有地の中でお吸いになっている場合には、それはもう中で吸ってれば、それは違反にはならないわけでございますけれども、最近の区民の方からの苦情といいますか要望といたしましては、そこから流れてくる煙を吸うことがあるので、それを何とかならないかというようなご要望もございますが、そういった場合には、なかなか物理的にそれを全部ゼロにするというのは難しいのですけれども、というか本当にそれが顕著なところがあれば、その現場、当然そういった通報がございましたら、私どもは必ず現場に行って現場を確認をして、何か改善できることがないかどうかというのはお話をさせていただいております。このたばこについて、共存共栄という言葉がいいかどうかわかりませんが、今、健康のことをおっしゃいました。その健康についてもWHOが出しているわけで、害があるというのはこれは認知されているわけでございますけれども、ただ、嗜好品として現在も販売されていて、それから税金のことで申し上げますと、たばこ税が、杉並区は実は約29億円いただいております。非常に大きな税のご負担も、たばこを吸っている方にご負担をいただいているということ。

それから、では、たばこを、例えば世界的にもいろいろ流れがございますけれども、私どもとしてはやっぱり分煙という方向で、これは杉並区だけではなくて他の自治体も同様に、分煙という方向でどうしていったらいいかと。たばこは当然、嗜好品として売られているものでございますので、減ってはいるけれども当然吸っていらっしゃる方もいるわけで、多額の税収もご負担いただいているということもありまして、長年分煙という方向で進んできた。これは杉並区だけではなく、日本の考え方は大体そういうことだと思います。

これも一つご批判がございますが、路上で吸うことを止めてくださいねということをお私どもは申し上げているので、そうすると、どこかでたばこを吸う場所を設けないと、また

それはセットだというふうに考えておりますので、J R の駅の広場のところに、これは J T さんの協力によりまして喫煙所を設置しております。あの喫煙所の形も、いろいろご批判あるんですが、J T といろいろ知恵を出しながら、ベストな方法ということで現在の形態にはなっているわけでございます。

あとは、先ほどちょっとご案内させていただきまして、新しい東京都の条例が、官公庁の庁舎ですね、それから教育機関は、大学など、多分、喫煙室が大学の中には設けられているのではないかと思います。そっちも全部だめとなると、じゃあ、そこで吸っている方がどこでたばこを吸えばいいのかということになって、そうすると、それがまたまちにあふれて出てくるのではないかというのを実は担当としては懸念しているところでございまして、そのバランスですね。それが重要ではないかなというふうには思っております。

〇〇委員 ちょっといいですか。僕は逆に思いますよ。一ごめんなさい。本当にね、吸う人も受動喫煙者も健康に悪いというならば、公道は原則だめよと言ってもいいんだと。わかりやすくね。吸いたい人は自分で工夫するしかないという世界に行かないと、公のほうで両方考えたら、この間、阿佐ヶ谷の駅前に立派な広場にできているんですね。みんな笑っていましたがね。たばこを吸う人のためのコーナーが、公道に。うん。笑っちゃうんですよ。なるべく減らそうとしているのに、何で増やすんだと。

おっしゃる趣旨はわかりますよ。バランスの問題。だけど、第一の質問のように、あれは健康にみんな悪いから何とかして減らしていこうというんだっつらば、バランスも考えずに、どんどん何も新しく造ることはなくて、減るんなら減っていったらいいんじゃないのという単純な考えのほうがいいんじゃないかと僕は思っている。

〇環境課長 ちょうどその阿佐ヶ谷のお話をおっしゃいましたが、実はそういった喜ばれた方と、それから、何でもまた、撤去するんだと思ったらまた造っちゃったのと言われたところがあつて。ただ、あそこはもともとあつたところで、植栽で塞いでいたわけですね。そうすると、やはりちょっと煙が漏れるので、J T が今回予算を割いてくれて、パーティションをつくってくれたんですね。それによって、なるべくこの横に流れる煙を防ぐというのをあそこに設置したわけでございます。

今のご主張はたばこを吸わない方の主張で、そのとおりで、それはたくさん本当にご要望を受けておりますが、ただ、これまで私どもが進めてきた私どもの喫煙マナーといえますかね。ただ、たばこを吸っていらっしゃる方も、ほとんどの方が周りのことを気になさ

ってたばこを吸っていらっしゃる方が多いというふうに最近は思っています。毎回この指導の実績、例えば歩きタバコの調査の実績を報告しておりますが、減らないというのは、それは、もう、例えば夜間に居酒屋でお酒を飲まれて、そして外に出て、どうしても一服したいという方もいらっしゃると思います。そういった方は、さすがに私ども夜間取り締まるわけにもいきませんで、例えば酔っぱらっている方が、吸いがらをそのまま路上に捨ててしまうということは、これもどんな世界をつくってもゼロにはならないと思います。そういったことをどうしたらいいかというのは、これは非常にせめぎ合いのところで、つらいんですけども、そこらあたりをご理解いただきたいなと思います。

〇〇委員 この数字は余り僕は気にしていませんよ。皆さん方がやる限界はありますから。それよりかは、世の中全体にどういう方向に持っていくかという基本的な流れをつけたほうがいいと思います。

〇環境課長 あと、最近、ごめんなさい、J Tが、それからフィリップモリスもそうですけれども、加熱式たばこを、これは非常に副流煙が少ないということがございます。メーカーはこの営業に力を注いでまして、これも一つの方策かなと。もちろん、たばこ商の理事長さんがいらっしゃいますので私が申し上げる話ではないんですけども、従来の紙巻きたばこから加熱式たばこに変わっていくと。こういうことも世の流れなのかなというふうに。喫煙者の中でもかなり、J Tが調べたところによりますと、たばこを吸っていらっしゃる方の2割弱の方が、もう既に加熱式たばこに変更していらっしゃるというところがございます。

〇会長 はい。ありがとうございました。

そうですね、ちょっと喫煙対策は、私もご存じの方がいらっしゃいますけども、かなりヘビースモーカーで、1日1箱半から2箱ぐらい吸っているんですけど、大学も敷地内禁煙で、もう吸う場所がないんですね。もう全く吸う場所がなくて、もう非常に苦しい毎日なんですけれども。加熱式たばこも、ちょっと試してみたんですけども、私には合わないなと思ひまして、結局また戻ってしまいました。

やっぱり、喫煙、そうですね、吸う側がしっかり自分で、何だろうな、やっぱり迷惑をかけているという、吸わない人に対しての思いやりとか、そういうところをちゃんとしていかないことには、いくら法律でとかやっても、人それぞれ吸う側がやっぱりしっかり認識をしていくというところ、そこにやっぱりもっともっと働きかけていくということは必要じゃないかと思います。

それでは、ちょっと時間もおしておりますので、では、警察署のほうから年末・年始の防犯対策について、ご報告をよろしく申し上げます。

○A委員 座ったまま失礼いたします。杉並警察の生活安全課長のAです。一応3警察署で共通している部分については、私のほうから代表して説明させていただきたいと思えます。年末・年始の防犯対策というのは、一応3警察署合同というか共通している事項でございますので。

12月1日から12月31日までの間は年末地域安全活動と申しまして、全庁的に都内一斉で金融機関、コンビニエンスストアに対する立ち寄り警戒と、後はそのコンビニエンスストア等と連携した強盗訓練とか、そのようなものを実施して、防犯対策ということをやらせていただいております。あとは、私服警察官も動員して、赤色灯の点灯走行による防犯警戒等もやらせていただいております。これは年末・年始、今に始まったことじゃないんですけど、昔から年を越すために強盗とかひったくりとか、そのような物盗りの犯行が増えるということで、警察官の姿を見せるという、見せる警戒ということを前面に押し出してやっているところでございます。

同時に、12月20日から来年1月3日までの間はさらにそれを拡大して、年末・年始特別警戒というのを実施いたします。これはもう、署内にいる警察官をみんなほぼ外に出して、各種警戒活動に当たらせるというものでございます。これはやはり地域の皆様が安全・安心に年を越せるようにということで実施するものでございまして、そのほか金曜日、12月22日には、全庁一斉で年末一斉警戒ですね、年末の地域一斉警戒を実施いたします。これについても、街頭になるべく多くの警察官を配置するほか、私服の警察官も多く駅等に配置して実施していく予定でございます。また、飲酒等によるけんかのトラブル等、駅構内で発生が懸念されることから、駅とも連携して、各駅と連携して駅対策等も実施していく予定でございます。

あとは各警察署の課長のほうから、ことしの犯罪の状況等について説明させていただきたいと思えます。

まず杉並署ですね。阿佐ヶ谷駅と高円寺駅と南阿佐ヶ谷、新高円寺、東高円寺という駅を所管するところでございますけれども、うちの管内、今日現在の発生に関して、昨年と比べてどうなのかというところだけ、ちょっと説明させていただきます。

強盗については、去年は年間7件発生していましたが、もうことしは8件発生しております。ただ、強盗は、その内、もう9件は検挙しているということで、100%以上は検挙して

いるという状態でございます。ひったくりについては今5件発生して、昨年が1件でございました。4件増えているんですけれども、これは12月上旬に、板橋、練馬のほうで連続して100件以上ひったくりをしている者が、高円寺の北口のほうまで進出してしまいまして、これもテレビで報道のとおり、捕まっております。侵入窃盗については67件発生して、昨年は43件でございましたので、非常に増えているような状況でございます。これも無施錠、やっぱり空き巣ですね。ちょっと出かけるとか、そういうようなところで被害に遭っているものもございます。自転車盗に関しては1件なんですけど、ほとんど発生していない。性犯罪は17件発生して、昨年は10件でございましたので、かなり増えているような状況でございます。性犯罪についても17件ですけれど、15件はもう検挙しているという状況でございます。

今、頭を痛めているのが、どの警察署もそうなんですけど、特殊詐欺。杉並は34件発生しております。昨年は15件ですので、もう倍以上ということになって、被害額が4,200万円近くになっております。特殊詐欺についてはいろいろ施策等を講じておるところなんですけど、うちのほうも高齢者宅訪問等もやらせていただいているところなんですけれども、留守番電話にさせていただいたところも、2週間後に行くと、もう解除しちゃって、被害に遭っちゃっている状況でございます。90歳のおばあちゃんは被害に遭ったことすら忘れて、通帳を見て、「あれっ？払っちゃっているの？私、払っていないわよ」というような状況で、息子さん等呼んで、おばあちゃん、払っちゃっているよということで、そんなような、なかなか厳しい状況ということだけちょっとご認識していただきたいのと、あと諦めることなく、区民の方に、管内の方に働きかけていって、できる限りのことはしたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○B委員 高井戸警察のBといいます。座ったままで、ちょっとご説明をさせていただきます。今、杉並のA課長から年末の防犯関係については話がありましたので、私のほうから、高井戸警察のちょっと特徴的なことについてお話をしたいと思います。

高井戸警察は、先ほどから特殊詐欺という話が出ているんですが、ほぼ杉並区内の半分近く、うちで発生をしております。手集計で行きますと、今、杉並区内が大体163件、そのうち高井戸管内が73件というふうになっております。なぜ多いのかちょっとよくわからないんですが、先ほどO委員のほうからも犯罪の分析の話が出ましたけども、やはり警察のほうでも、犯罪を分析しないと抑止も検挙もできないということで、ある程度犯罪については分析をしております。

例えばどんな人がじゃあ被害に遭いやすいのかということで、その73件のうち53名はやはり女性なんです。やはり女性の被害が圧倒的に多いと。じゃあ、どんな女性が被害に遭っているのかということで、70歳以上の女性が85%をこの中で占めております。また、じゃあ、曜日的にはいつごろの曜日が多いのかなということで見てみると、これも統計的なものなので、火曜日が31%、水曜日が22%ということで、火曜日、水曜日あたりで半数をやはり占めてしまうんですね。時間的にちょっと申し上げますと、やはり10時から12時、これで40%ぐらい。10時から12時、午前中ですね。この間に何らかの被害に遭っているということで、無人ATM対策とか、うちの署でも毎日交番のお巡りさんをお願いして、または私服の刑事も含めて、黄色い腕章をして無人ATMにこの時間つかせて、警戒をしたりしております。

私も、みんなを立たせている手前、ちょっと巡視等も兼ねて回るんですけども、1件、この間、高井戸の駅で、駅前の、下に、京王ストアのところに無人ATMがあるんですけども、そこで女性がもう携帯電話しながら、75歳ぐらいですね、明らかにだまされているという雰囲気、警察手帳を見せて話しかけたんですけども、やはりもう、そういう人というのは、もう警察手帳を見せようが何しようが、全然相手にしてくれないんですね、現状は。もう還付金があるということで、その人は何か午後から、お昼、ちょうど友達とランチに行くということで、旦那さんと家にいたら、ちょうど区役所から電話があって、二万三千いくら還付金が返ってきますよと。手続は今日中ですからということで、あ、ちょうどいいランチ代になるなということで、旦那に、「じゃあ、ちょっと還付金をもらってくるから」と言って家を出て、その間もずっと犯人からやっぱり携帯で電話がかかってくるんですね。ちょうどたまたま私がそこを通りかかったもので、話しかけても、いや、銀行も、みずほ銀行の何とかさんという人と話しているんだからちょっとあっち行ってくださいということで、ATMまで、もう行っちゃうんですよ。

これはちょっともうだめだなと思って、無理やり電話をとって、「高井戸警察の生活安全課長のBです」と言った途端、もう、がらっと、「何なんだ、おまえ」ということで、ちょっと相手が強い口調になったので、私も強い口調で言ったら、その女性が、「やめてください。人を呼びますよ」と。こんな感じなんですね。だから、いくら広報をしても、やっぱりおれおれ詐欺と違って、還付金って、なかなか、お金が還ってくるという、人間の心理的なこともあるので。

結局落ちついて話をよくその人にすると、「ちなみに普通預金にいくら入っていたんで



すか？」と聞いたら、「700万円ほど入っていました」というようなことで、それで振り込み手続で何回も失敗したとかと言って、日を変えて、時を変えて、2,000万、3,000万円、多い人は被害に遭う人も中にはいるので、やはりこれだけ広報しても、なかなか浸透しないという現状もあるんだなということを、この間、目の当たりした経験をちょっと話させていただきました。

あとは、被害状況については、振り込め詐欺以外は、うちのほうは、平和といったらあれなんですけど、強盗も1件も発生しておりません。自転車盗もありません。侵入盗も約50件発生しまして、前年比で言うとマイナス26件ということで、振り込め詐欺のみ前年39件の1億4,000万円の被害があったんですけども、ことしは件数は倍になっているんですけども、被害額は半分なんです。だから、まあ、ちょこちょこ——ちょこちょこといっても100万単位の被害に遭っているというような状況があるので、年末にどうしても、やはりこれからも増える傾向にありますので、一層警戒を強化して当たっていきたいと思います。

以上でございます。

○C委員 荻窪警察、生活安全課長のCでございます。荻窪警察署の、まず11月末現在の主な犯罪の件数のほうをご紹介しますと思います。

まず、ひったくりに関しましては3件発生しておりまして、昨年比プラス3。侵入窃盗、いわゆる空き巣等は39件発生しておりまして、マイナス8件。強盗に関しましては5件発生、プラス1件。性犯罪に関しましては4件発生、マイナス8件。自転車盗に関しましては3件発生、プラス1件。子供に対する犯罪に関しましては発生なしで、昨年比プラス・マイナス・ゼロ。ずっと話の上がっている特殊詐欺に関しましては、56件発生しておりまして、プラス31件ということでございます。この特殊詐欺、昨年は年間で28件発生しておりますので、11月末現在で昨年比倍増という危機的状況にあるのが現状でございます。

また参考に、本日、報道のほうでも発表ありましたが、じゃあ、警視庁管内でどれだけ特殊詐欺が発生しているのかといいますと、昨年比7割増しの、11月末現在ですね、3,121件。昨年は1,762件といったところでございます。

都内の全体の手口ですね。これの約6割が、いわゆる皆さんご存じのおれおれ詐欺ですね。俺だ、俺だ、かばんをなくした、なんていうもの。で、残りの約2割ずつを還付金詐欺と架空請求詐欺が占めております。

では、荻窪はどうなのかといいますと、この56件のうち、ほぼ一緒ですね。6割がおれ

おれ詐欺で、残り2割ずつを架空請求と還付金詐欺が占めておりますので、都内全体の発生状況と荻窪署管内の発生状況は似ているのかなといったところでございます。

荻窪警察では、管内に所在する金融機関全てが、一軒一軒、一店舗一店舗に担当者を割り振っております。私も生活安全課長という立場ですので、管内で恐らく顧客が一番多いであろう某メガバンクの支店を担当に割り振られておりましたところ、先日そこで実際に被害が発生してしまったということで、急遽その支店に赴いて状況を聴取してまいりました。

警察と金融機関のほうでは連携しておりまして、高齢者が高額な預金を引きおろしに来た際は、警察のほうへ連絡が入るという体制をとっております。ホットラインなどと呼んでおりますけれども、ホットラインが入って、警察が飛んでいって理由を聞いて、警察官のほうで確認がとれたら預金を引きおろすなんて対策をとっているんですけども、このときの被害に関しましては、ホットラインが鳴りませんでした。銀行からの通報がありませんでした。実はこのとき、私が行ったときには、高齢者のご夫婦がだまされていたんですけども、その娘さんが銀行にちょうど来ておりまして、若干のクレームですね、何で簡単に預金をおろさせたんだなんていったところだったんですけども。

銀行のほうの対応としましては、当然高齢者の方が来た際には、確認する質問書みたいなもの、チェックシートみたいなのが作ってありまして、それで逐一確認していったと。ご夫婦で来られていて、「じゃあ、何のために使うんですか？」と聞いたら、よどみなく、「老人ホームに入居するためのお金です」と。「じゃあ、どこの老人ホームですか？」と聞いたところ、三鷹市内にある老人ホームの名前をすらすらと答えて、インターネットで検索すると、実際にその老人ホームは実在するといったところで、すらすら質問にも答えますし、ご夫婦でも来ているといったところで、これは間違いはないんじゃないかといったところで、預金をおろさせて手渡した。その後すぐに犯人側に渡ってしまったといった事案です。

その被害者の娘さんが来られたといったところで、娘さんの会話を銀行員の方に聞いたら、「いや、実はうちの両親は、もう銀行員を最初からだますつもりで預金をおろしに行っていました」と。要は、そこまでしないと、もう銀行はお金をおろさせてくれないということが犯人側には知られているわけで、犯人側は預金をおろすためにさまざまなシナリオをつくって、恐らく正直に話したわけですね。当然おれおれ詐欺なので、かばんをなくしたなんて言えば預金はおろさせてくれないので、何かこの老人ホームに入居するため

のお金だなんて言うのを、よどみなく答えるようにという指導をして。被害者に。被害者はそれにまんまと乗って預金をおろしたといった事案だったと思います。

皮肉なことに、この2日前には同じぐらいの金額でホットラインが入っているんです。じゃあ、この違いは何だったんですかと聞いたところ、その2日前は、「何に使うんですか?」と言っても、何か葬儀の費用に使うとか、京都で葬儀があったのでそこで使うとか、手伝ってくれた人1人当たり100万円払いますなんて、何かわけのわからないことを聞いていたので、警察にホットラインをかけて来てもらいましたなんていったところだったんですけれども、結果的には、皮肉なことに、警察に電話をくれた方は被害者ではなく、警察に連絡がなかった方が被害に遭ってしまったといった事案でございます。

ここに来られている方々、参加されている方々は、防犯意識の高い方ばかりで、直接こういった被害に遭われることは恐らくないとは思いますが、皆様のご家族や友人等からぜひこういった被害者を出さないために、こういった具体的な例を織りまぜながら、今はこういう被害があるんだよ、こんなことを犯人側が言うてくるんだよと、具体的な事例を踏まえて、ご家族、ご友人にこの特殊詐欺、絶対に被害に遭わないように情報を共有していただければ、非常に警察としても助かるところでございます。年末年始に向けて忙しくなり、また、よりよい年越しをなんていって、犯罪が増えていくところがございませけれども、警察としましても、先ほどご紹介がありましておとり、年末・年始の特別警戒を通じまして、1件でも犯罪を減らせるように努力していく次第でございます。

以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

では、ちょっと時間も迫っておりますので、続いて、消防署のほうから年末・年始の火災等防止対策についてのご報告も、続けてよろしくお願いたします。

○D委員 はい。杉並消防署のDです。防犯の話に続きまして、防火の話につきまして報告をさせていただきます。着座にて失礼をいたします。

資料6をごらんください。まず、今年の火災発生状況というところで表にまとめました。消防署、区内2署でございますけれども、左側、杉並区というところで、一つにまとめたものです。

火災件数につきましては、11月までで112件ということで、昨年と比べますと16件減っております。ただ、火災による死者、こちらにつきましては、残念ながら昨年も2名の方、尊い人命が奪われておるんですけれども、本年も昨年同時期ということで2名の死者が発

生している状況でございます。火災による傷者、けがをされた方も27人ということです。

出火原因を見ていきますと、大体、東京消防庁管内、出火原因、3大原因というところで、たばこ、こんろ、そしてストーブなんですけれども、杉並管内で見ますと、一番原因として多いのは電気関係になります。具体的には、電気機器、電気コード・プラグ等でございます。続いてガステーブル、放火、たばこという形で、出火原因が続いております。

それでは裏面の方をごらんください。火災原因、件数、その中で、杉並区は住宅街ということで、住宅火災件数の状況につきましてご説明をいたします。

杉並消防署管内で言いますと、本年、住宅火災は43件発生しております。昨年に比べますと、これは10件増えております。荻窪消防署管内で言いますと、住宅火災22件発生ということ。住宅火災による死者数は、荻窪管内のほうで2名発生してございます。件数は7件減っておる状況です。この火災による死者なんですけれども、いずれも65歳以上のご高齢の方ということになっております。この2名、所在につきましては、この表、宮前と善福寺というところになっております。

今、本年の火災の概要をご説明申し上げたんですけれども、これから年末・年始を迎えます。空気も乾燥してまいります。火災がふえる時期というところで、クリアファイルに入れましたリーフレット、何点かお配りをさせていただきました。この中で、赤いこの「電気火災って知っていますか？」というところをごらんいただきたいんですけれども、出火原因で申し上げましたとおり、杉並管内、電気関係、大変一番多いものでございます。開いていただきまして、左側、電気火災の三大原因として、電気ストーブ、電気こんろ、電気コードということで、やっぱり寒くなりまして、暖房機器、皆さんご家庭で利用されると思うんですけれども、やはり火器を伴う、火を伴うものというところは火災に結びつくのかなとイメージしやすいのかなと思うんですけれども、実際、電気ストーブですね。電気ストーブ、電気こたつもそうなんですけれども、そういったその熱源のところ、布団等が長時間接地するというような状況で、火が出るという火災も大変増えております。電気火災自体、東京消防庁管内でも占める割合ということは年々増加しているような状況でございます。

また、電気火災による死者の増加というところなんですけれども、やはり、繰り返すようなんですけれども、ご高齢の方が被害に遭われるという場面が大変多いものですから、その点も十分ご注意をいただきたいと思います。右側に電気火災を防ぐポイントといたしまして、

電気ストーブ、コード、コンセント、電子レンジという形でのポイントも記してありますので、ぜひご確認をいただけたらと思います。

あともう一点、リーフレットの中で、こちら枠の緑のものをちょっとご確認いただきたいんですけれども、ご高齢の方がどうしても火災等に被害に遭われることが多いというお話をしましたけれども、そういう中で、東京消防庁、消防署の取り組みといたしまして、ご高齢の方でありますとか障害のある方が、災害時に支援、こういった必要とされる方を、消防職員がそちら、お宅に訪問いたしまして、お住まいの防火防災診断を行わせていただくという取り組みをしてございます。消防職員がお住まいの方の承諾を得た上で実際にお宅に上がらせていただきまして、住宅用火災警報器のほうを、設置状況を点検方法でありますとか、地震に備えて家具の固定方法確認、また店頭、家の中の段差ですとか、そういったけがをしやすい部分がないかというところのアドバイス、これ、もちろん無料ですけれども、そういった防火防災診断をさせていただいております。大体1軒当たり30分ぐらいお時間をいただいてやってございますので、こういった取り組み、消防署もしてございますので、ぜひ消防署のほうにお声かけいただきまして、ぜひ、こういった防火防災診断という取り組みも、ぜひご利用いただけたらと思います。

じゃあ、消防署は以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

それでは、あと10分程度ですけれども、今までの中で何かご質問等ございましたら、いかがでしょう。

○N委員 今、警察の課長さんの方からのご説明もあったんですが、やっぱり一番の振り込め詐欺の抑止力としては、区内でやっぱり連携して検挙をしていくのが、危機意識を涵養するという意味では一番いいのかなと思ってまして、過去にも去年の委員会的时候に、私宛てに電話がかかってきたりとかありましたので、そこは泳がせ効果というのと、ちょっとよくないんですけど、協力できる点があれば極力こちらも協力させていただいて、なるべく抑止につながるように結びつけていければなというふうには思っています。

○会長 はい。ありがとうございました。

ほかに。

○P委員 ちょっとよろしいですか。今、3署の課長の皆さんから、本当に実例の、いいお話を伺いまして、私も特殊詐欺の被害撲滅の勉強会的时候に、今、その撃退した実体験のお話が参加される方々に非常に人気と言うと変ですが、人気がございまして、ぜひ、そ

れをまたうちのほうの地区でもやってくれとか、建物でもやってくれというような要望を  
 いただいて、できる限りそれに応えるような勉強会は開催しております。もう勉強会を始  
 める前、もう開催を始めまして、もうことしで6年経ちます。もうあちこちでやって、や  
 らせていただいております。

それはそれとしまして、ちょっと警察の方にご質問したいんですが、やはり地域の窃盗  
 だとか空き巣だとか、先ほど私が質問しました子供の問題、あるいはうちのほうでは女子  
 高があるものですから、非常に夏場、特にわいせつ犯が出没する頻度が高うございます。  
 そこで、交番が1カ所あるんですけど、交番の方が、なかなか、巡回するといいますか、  
 回る事が少ないんですね。先ほどやはり姿を見せる、警察官の制服の方が姿を見せるの  
 が非常に大きな抑止力になるというようなお話をちょっとお聞きしましたけれども、これ  
 は事実だと思うんですよ。なぜその防犯のほうで、あれは、交番のほうは地域課になるん  
 でしょうか、そちらのほうとの連携で、もっと交番のほうの署員さんを、数をふやしても  
 らうとかなんかということも、もっと地元の住民との接触の機会を増やしてもらおうよ  
 うな、そういうようなことというのはできないものではないでしょうか。

○A委員 杉並管内なので、私が答えさせていただきます。

一応、地域各交番では、ふれあい連絡協議会とか、そういうものも開催させていただ  
 いているところなんですけれども、やはり東京都内でアンケートをして、警察官に求めるも  
 ののというと、やっぱり制服の警察官をいっぱい見せてほしいというのが今増えておりま  
 して。ただ、そこは警視庁としても地域部として考えているとは思いますが、まだ、  
 その配置等、警視庁の人員自体がやはりなかなかどこも人手不足な状況でございますので、  
 署においても地域課員というのは常に満員というわけではなくて、生活安全課も極めて弱  
 小でございますので。ただ、そのような会議等を、なるべく地域のお巡りさんにも声をか  
 けて、あと交通のお巡りさんにも声をかけて、みんな一緒にやろうという形で、今、生活  
 安全課というのは大体中心的な役割になって、横との連携じゃないですけども、そういう  
 ことはさせていただいているところでございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

大体おおむねきょうの議事は終了でございますが、よろしいでしょうか。

では、ほか、事務局のほうから何か報告事項がございましたら、最後をお願いします。

○環境課長 特段ございません。

○会長 はい。ありがとうございました。

それでは、ここで時間になりましたので、これをもちまして生活安全協議会を閉会としたいと思います。皆様、ありがとうございました。お疲れさまでございました。